

奈良県告示第三百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山下 真

一 区域の名称

北股（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

吉野郡野迫川村大字北股	九六番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	九六番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	九七番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	九八番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	一二四番五の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	六三七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	六九二番の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県五條土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）